

○総務省令第三百三十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十六条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第四百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項及び附則第二十七条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「**四**」を削る。

別紙様式第一号の二、別紙様式第二号、別紙様式第七号及び別紙様式第八号中「**四**」を削る。

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。